

## 会 議 の 概 要

会 議 名 (審議会名)	第3回特別職報酬等審議会
開 催 日 時	2020年10月6日(火) 15:00~17:00
開 催 場 所	宝塚市役所3階 特別会議室
委 員	(出席) 林会長、岩本委員、小塩委員、廣嶋委員、中村委員、 上月委員、末永委員、橋間委員
傍 聴 者 数	0人
公 開 の 可 否	公開

### 議事録

No	内容	詳細
1	会長挨拶	
2	傍聴人数確認	本日の傍聴者はなし。
3	前回の議事録の 確認	修正点はなし。
4	事前送付資料に ついて 事務局	<p>地域手当を本給に組み込んだ場合の試算について説明をする。第2回審議会で配布した資料は、任期中の総額で現行より若干プラスになるように試算していたが、今回の資料は現行の同額以下になる形で試算した。地域手当を廃止して地域手当相当分を給料月額に単純に上乗せすると、任期中の総収入が増えてしまうので同額以下になるように調整した。令和3年4月1日に地域手当を本給に組み込んだ給料月額に改正すると、任期が令和3年4月18日までの現職市長が任期満了時に受け取る退職金の計算を改正後の給料月額で行うので、退職金が増額となることについて説明する。</p> <p>コロナウイルスに係る特別職の給与削減状況について対象者、削減内容や期間を阪神間各市の状況も併せて説明する。</p> <p>第2回審議会で委員より民間企業の状況も考慮すべき意見があったので、人事院が国の特別職の報酬を決定する際に調査している民間企業の役員報酬について説明する。宝塚市は正規職員が約1,500人なので、企業規模が1,000人以上3,000人未満の区分にあたる。同区分の社長の平均年間報酬は4,554万円であり、宝塚市長は退職金を含めると年間で約2,500万円となる。</p> <p>第1回審議会、第2回審議会で配布した資料の中で報酬決定の参考になる指標等について改めて説明する。</p> <p>第1回審議会資料25ページの消費者物価指数及び賃金指数について説明する。平成27年を100とした場合に賃金、物価ともに上昇傾向であることを説明する。。</p>

		<p>第2回審議会資料40ページの年収を類似団体平均に合わせる場合について説明する。全国の産業構造などから見た類似団体の平均に合わせる場合、給料月額を市長8.5%、副市長7.0%、教育長4.5%のそれぞれマイナス改定が必要となる。</p> <p>第2回審議会資料41ページの年収を阪神間平均に合わせる場合について説明する。阪神間平均に合わせる場合、給料月額を市長及び副市長0.8%、教育長0.4%のプラス改定が必要となる。</p> <p>第2回審議会資料42ページの部長級の平均年収に対する特別職の年収比率と改定の試算について説明する。全類似団体の平均に合わせる場合、市長は0.4%のマイナス改定、それに対して副市長は0.9%、教育長は4.1%のプラス改定が必要となる。議長、副議長及び議員はそれぞれにマイナス改定が必要となる。</p> <p>第2回審議会資料43ページの全類似団体のうち、平成31年4月時点で一般職の職員の地域手当の支給率が10%以上の団体との比較について説明する。平均に合わせる場合、教育長のみプラス改定となり、市長、副市長、議長、副議長及び議員はマイナス改定が必要となる。</p> <p>第2回審議会資料44ページの阪神間各市との比較について説明する。平均に合わせる場合は市長、副市長及び教育長についてはマイナス改定が必要となり、議長、副議長及び議員はプラス改定が必要となる。</p> <p>第2回審議会資料45ページの類似団体及び阪神7市における平成29年度以降の特別職の給料・報酬の改定率について説明する。類似団体では6団体が改定を行い、5団体が増額改定で1団体が減額改定を行っている。阪神7市では1団体のみ改定が行われ、減額改定を行っている。平成29年度以降は増額改定の傾向となっている。</p> <p>第2回審議会資料46ページの一般行政職の給与改定状況について説明する。前回審議会が行われた平成29年度以降は毎年若干のプラス改定になっている。</p>
5	<p>委員の持参した資料の質問への回答</p> <p>事務局</p> <p>委員</p>	<p>質問1</p> <p>【国の財政破綻の基準指数は、何%以上が破綻基準になっているのでしょうか？または、財政力指数が幾ら以下になると財政破綻の宣告を受けることになるのでしょうか？】</p> <p>第2回審議会資料31ページの健全化判断比率の各項目により回答する。財政力指数がいくらになれば破綻と判断されるかの基準は存在しない。</p> <p>日本では今まで破産した団体はない。財政再生基準を上回った場合は、早期健全化するための計画策定が義務付けられている。夕張市のように財政再生団体になると自由に借金することが出来ない。夕張市は財政再建団体となったが、国と道（どう）の管理において償還をしているので、そういう意味でも破産した団体はない。</p> <p>質問2</p> <p>【総務省の経営健全化基準（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率）、財政力指数、経常収支比率を厳しい値に設定すれば、全国の多くの地方自治体が健全でなくなり、国の支援も限界があることから指数は結構甘く設定された数値と解釈して良いものだと思っています。答申書に「概ね健全状態である」と表現が使われていることは、「現状の財政状況で従来通り物事は決断しても良い」との意味でしょうか？】</p>

事務局	宝塚市独自の判断基準はない。全国統一の基準で物事を判断することは客観性があると考えている。全国統一の基準で判断した時に、平成30年度決算時点の宝塚市は概ね健全であると公表している。
委員	早期健全化基準や財政再生基準はあくまで基準ということか。
委員	そのとおり。 質問3 【特別職の期末手当の算出基準計算について、特に係数について。なぜ、その係数が必要なのか全く理解困難です。ご説明お願いします。係数は人事院の決定数値でしょうか？それとも市独自の数値でしょうか？】
事務局	特別職の期末手当の算出基準は、宝塚市独自ではない。国の特別職の算出基準と同じになっており、宝塚市の条例に規定している。
委員	特別職の期末手当の算出式を分かりやすく資料として示して欲しい。
事務局	次回までに資料としてお示しする。 質問4
	【なぜ、宝塚市では特別職三役の報酬と議員（議長、副議長、議員）給与のみしか審議の対象にならないのか？他市では審議会都度内容を公表していますが…。】
委員	特別職報酬等審議会は、審議会規則第2条で市長の諮問に応じて議会議員並びに市長、副市長及び教育長の報酬等の額について調査審議し、答申するものとある。
事務局	そのとおり。特別職報酬等審議会の諮問事項は、あくまで議会議員並びに市長、副市長及び教育長の報酬について審議することである。他の特別職の報酬額については、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の報酬を引き上げ又は引き下げの答申が出た場合には、その答申と同様に報酬額の引き上げ又は引き下げを検討している。 質問5
	【報酬等は仕事の対価です。報酬の額が問題ではなく、仕事の目標値にどれだけの成果（結果）を出したかで対価が評価されるべきだと思います。この評価が審議項目に何故加わらないのか疑問に思います。他市がやっていないとか、やっているとかの話でもない、仕事の目標値は「財政見通し」報告書5ページにも記載されています。昔からの慣例で目標値を評価しないならば、悪しき慣例こそ正すべく、行政改革されなければならない。行財政の運営を市民の代表者に附託する形で市政に送り出している筋からすれば、当然仕事の対価として報酬等は評価されなければならないという考えです。報酬等の一部に仕事の成果（結果）を評価する部分を織り込むことがあっても違和感がないように思いますが、審議願います。】
事務局	質問の趣旨は、決まった額を支給するのではなく成果によって変動する部分があるべきだと解釈している。成果の評価方法やあらかじめ報酬額を提示した上で立候補、就任してもらうことになるので、正直難しい。
委員	行財政改革などで目標等を設定していれば、その目標の達成度合いは審議の対象とすべきである。一定額は報酬として支払いをして、一部は成果を評価して増額や減額する方法等を検討するのが審議会のあるべき姿だと思う。
事務局	選挙で掲げた政策や数値目標を報酬に反映するべきだという意見は国レベルでも国民が

		<p>らあるかと思うが、財政指標だけ達成すれば良いわけではなく、判断する指標はたくさんある。たくさんある指標で公平、公正な評価をすることは難しい。政治家への評価は公約を達成出来たかどうかを選挙で判断されている。</p> <p>質問6</p> <p>【次期の特別職の報酬等を前の市長からの諮問を受け、答申する審議会の不合理性の改善が出来ないのか？その理由説明をして頂きたい。過去の審議会がどのように理解して来たのでしょうか？】</p> <p>事務局 特別職報酬等審議会は特別職の任期に応じて審議会を開催するのではなく、特別職の職務に対する報酬が適切かどうかを審議して頂いている。</p> <p>委員 仕事に対する対価として報酬を決めることは世間一般では当たり前のことなのに、どうしてずれているのか不思議に思う。</p> <p>委員 宝塚市の人口、財政規模で職務を全うしてもらうのに相応しい報酬を決めている。市長になる人の報酬を決めているのではない。報酬に相応しい仕事をしたかどうかの判断は任期満了後の選挙で市民が判断することである。</p> <p>委員 任期の最後に審議会を開催して評価をするべきではないか。</p> <p>委員 特別職報酬等審議会は人事考課をする場ではない。</p> <p>委員 報酬は任期当初から決められていることになれば任期中は何をしても良いということになる。</p> <p>委員 そのような人を市民が選挙で選ばないようにする必要がある。</p> <p>委員 一定額は保障して評価の部分を加える報酬制度を設けるべきだと思う。</p> <p>質問7</p> <p>【第2回審議会の議事録6ページ中程の記載に「今は成熟した都市であれば、経常収支比率90%ぐらい」と説明があるが、正しくは85%以下ではないでしょうか。】</p> <p>事務局 経常収支比率がいくらであれば正しいという数値はなくて、あくまで第2回審議会の議事録として文字に起こしたものである。</p> <p>委員 芦屋市の経常収支比率は102.9%となっているが、財政危機は招いていない。指数だけで概ね健全という判断をすることは正しくないと思う。</p> <p>委員 宝塚市の財政も概ね健全であると判断されている。</p>
6	各委員の考え方について	
	委員	特別職の報酬について上げるか、下げるかもしくは据置きかについては、上げるのはコロナウイルスの影響があるので難しく、下げるかもしくは据置きが妥当ではないかと考えている。
	委員	報酬額を上げるのは無理だと思うが、報酬額を大きく下げると次に上げる時に大変だと思う。据置きか下げるとしても少し下げる程度で、今回のような緊急時には自主的なカットをお願いしていく形が良いと思う。
	委員	報酬額は大きく下げるべきだと思う。宝塚市の財政が概ね健全であることは公表されており、市長も昨日の議会でおっしゃっていた。ただ、経常収支比率や将来負担比率は前年度より悪化している。昨日の議会では市立病院の建て替え費用に約260億円必要という

		<p>試算もあり今後は更に財政状況は悪化すると思う。それに加えて、コロナウイルスの影響で緊急小口資金の申請がリーマンショック時の80倍に膨れ上がっている。このような状況を立て直すためにも今回は大きく下げるべきだと思う。</p>
委員		<p>コロナウイルスの影響が次回の審議会開催まで続いているかどうか分からないので、今回は少し下げて、コロナウイルスの影響によるカットは自主的に行うべきだと思う。他市の答申を見ると、コロナウイルス感染拡大前は据置きが多くなっていたが、感染拡大後は大体10%~30%下げている。</p>
委員		<p>市民感情だけで言えば大きく下げるべきだと思う。ただ、経済への影響もあるので大きく下げることに反対する。本来は自主的に15%や30%カットする旨を議会で申し出てもらうべきだと思う。今後の人事院勧告を参考に下げる程度を決めれば良いと思う。</p>
委員		<p>報酬を上げるのは時期的にも難しい。据置きか下げるかについては慎重に議論するべきだと思う。</p>
委員		<p>まもなく人事院勧告が出ると報道でもあったので、下げる程度については人事院勧告を参考に決めたら良いと思う。</p>
委員		<p>働く人を特別職に選ぶとそれなりの報酬が必要になる。財政問題だけを見れば、市民病院は廃止して他の自治体で医療を受けてもらえば良い。そのような自治体は多いが、宝塚市にとって何が必要かを考える必要がある。自治体は税金を上げられないので収入が限られている中で積極的な政策やインフラ整備をするとどうしても赤字財政になってしまう。市長の給料を下げることは非常に重要な問題で市長の給料を下げると議員や他の職員にも影響が出る可能性があり、そうなる職員全体のモチベーションの低下に繋がる。現在の報酬額は、仕事をする人の報酬の相場として形成されてきた経緯もあるので尊重するべきだと思う。</p>
委員		<p>公務員の給料は影響が大きい。公務員の給料がどんどん下がっている時に景気の良い民間企業の給料は上がらない。その際に民間企業の社長は公務員でも下がっているからと理由づけをする。市民感情はよく分かるが、慎重に考えるべきだと思う。財政状況については細かく見ていかないと分からないので、きちんと説明してくれる市長や議員を選ばないといけない。アメリカでは高額な報酬をもらって財政再建するシティーマネージャーが存在するが、日本はそのような仕組みはない。</p>
委員		<p>今回は報酬を上げる選択肢はないと思う。据置きもコロナウイルスの影響があるので賛同を得ることは難しい。程度については議論になるが、下げる方向だと思う。</p>
委員		<p>人事院勧告はいつ頃出るのか。</p>
事務局		<p>最近の報道では10月7日に一般職の期末手当の支給率が出て、特別職についての勧告は遅くとも第4回審議会までには出ると思う。</p>
委員		<p>今年の人事院勧告はコロナウイルスの影響で先に期末手当の支給率を勧告して、調査が進めば月例給与についても勧告すると報道等で聞いている。特別職報酬等審議会の開催される年は今まで人事院勧告をどのように反映しているのか。</p>
委員		<p>例年は期末手当の支給率だけ先に出すことはしていない。今年はコロナウイルスの影響で、月例給与の調査が遅れている。例年であれば、補正予算を組む関係で10月ごろに人事院勧告は出ている。</p>

	<p>委員 委員 委員 委員 事務局</p>	<p>今までの特別職報酬等審議会では、人事院勧告に連動して決めているのか。 特別職の報酬は人事院勧告に連動して決めている。 人事院勧告は一般職の公務員を対象にしているので、特別職の報酬を決める審議には全く影響することはないのか。 審議を進める中で参考にする。 前回の審議会では、その年の人事院勧告がプラス改定になっていたが、特別職の報酬は上げていない。 特別職報酬等審議会では、基準日を設定して人事院勧告による給与改定前の報酬額で比較をして報酬額を決定している。人事院勧告で国の特別職の期末手当について改定が出れば、特別職報酬等審議会を開催してなくても国の改定に準じて改定を行っている。 今回の人事院勧告で国の特別職の期末手当の支給率が下がったら、市長や他の特別職の期末手当も国に準じて下がる。</p>
7	<p>地域手当について 委員 委員 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 委員 委員</p>	<p>昭和43年に自治省から地域手当の支給を改定するべきだと通達が出ている。通達を守っている自治体とそうでない自治体がある。国の通達に従うべきだと思う。今回の審議会資料で事務局が試算しているものは、支払う年収は変えずに地域手当分を給料月額に上乘せするだけで、地域手当を廃止するという考えは全くないと思う。 自治省の通達は地域手当相当分をそのまま減額することまでは求めている。 地域手当はどのような手当であるかの定義はあると思う。 地域手当は、その地域に勤務している公務員の給料をその地域の物価水準に合わせるために給料月額に上乘せして支給する手当である。 自治省の通達は第1回審議会資料36ページにあるが、通達の趣旨としては給料にどのような手当を加算できるかが示されている。地域手当については支給しても問題ないと認識している。 縦書きの通達が資料では横書きの文章になっている。そのことも含めて資料は加工されていて、内容もそのままではないのではないかと思う。各種手当の支給について具体的に示されていたのではないか。 縦書きの通達を分かりやすく横書きにするなどはしているが、内容について加工等はない。 通達を見る限りでは、地域手当の支給を禁止していないと思う。 そのとおり。検討する内容としては2つになる。1点目は地域手当を残すのか、それとも廃止するのかについてで、2点目は地域手当を廃止した場合に地域手当分を給料月額に組み込むのか、それとも地域手当相当分を現在の給料月額から減額するのかについての検討になる。 地域手当相当分を減額する必要はないと思う。減額する理由がない。 地域手当相当分を給料月額に組み込んだ方が分かりやすいので、地域手当を廃止して組み込む方が良いと思う。 地域手当を支給している自治体と廃止した自治体が混在している。阪神7市の地域手当支</p>

<p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>給状況を教えて欲しい。</p> <p>尼崎市、西宮市、芦屋市及び三田市が地域手当を廃止して給料月額に組み込んだ形にしている。芦屋市が直近の改正で地域手当を廃止して給料月額に組み込む改定をした。宝塚市、伊丹市及び川西市は地域手当を支給している。</p> <p>阪神7市の状況を見ると、時流に乗り遅れているように感じる。</p> <p>宝塚市は議員に地域手当は支給されていない認識で間違いないか。</p> <p>そのとおり。</p> <p>審議会に参加するまで地域手当を知らなかった。市長が10%の自主カットをしていることが身を切る素晴らしいことだと思っていたので、自主カットをしても私の知らなかった地域手当15%分の10%をカットしていただいただけだと知って少し残念に感じた。そういう意味でも地域手当を組み込んだ方が分かりやすいと思う。</p> <p>地域手当の支給率が自治体によって違う理由を教えて欲しい。</p> <p>国家公務員の一般職に適用されている地域手当の支給率に準じている。そのため、宝塚市に勤務している国家公務員は15%で、伊丹市や川西市に勤務している国家公務員は10%をそれぞれ支給されている。</p> <p>宝塚市の職員が東京都で勤務する場合の地域手当の支給率はどうなるのか。</p> <p>勤務地で地域手当の支給率が変わる規定はない。そのため、全国どこの自治体で勤務しても宝塚市職員は15%の地域手当が支給される。</p>
<p>8</p> <p>答申に向けて</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p>	<p>給料月額を減額すること及び地域手当を給料月額に組み込むことで委員の賛同は得られていると私は考えている。次回の審議会までに答申案を事務局等と協議の上で作成してお示しする。コロナウイルスの影響などの文言をどのように盛り込むかなども検討していく。その中で、特別職の給料額を決定する方法として人事評価などによって一定額を変動制にすることや財政状況への懸念についても盛り込んでも問題ないと思う。</p> <p>議員の報酬についての資料はあるか。</p> <p>第1回審議会資料の6ページ及び第2回資料42ページ、43ページでお示ししている。</p> <p>平成29年度に開催された審議会では議員の政務活動費が審議の議題となり、その他の意見として政務活動費の適正な執行について答申に盛り込んでいる。答申を受けて何らかの形で意見が反映されているのか教えて欲しい。</p> <p>政務活動費の交付を受けた会派及び議員は交付の趣旨を踏まえて適正に使用するとともに市民への説明責任を果たさなければならない旨を平成30年3月議会で条例改正を行い盛り込んでいる。また、政務活動費に関するマニュアルを改正して議員の説明責任を明確化するとともに旅費を実費制度に変更している。マニュアルに従い、領収書等を市議会のHPに全て公開することで一定の説明責任は果たしていると考えている。</p> <p>議員は初当選の方も長年議員を務めている方も同じ報酬なので厳しいと思う。</p> <p>議員は当選してからも報告を出したりしないといけないので大変だと思う。</p> <p>地域手当について明確にしておくべきだと思う。市長、副市長及び教育長には地域手当を支給していて、議員には支給していない合理的な説明をして欲しい。特別職三役と議員で差が生まれていることが慣習なのかもしれないが、議員としては納得できないので</p>

		はないかと思う。
事務局		地域手当については審議会を開催するごとに議論になるので、整理をする必要があるとは感じている。また、特別職三役に地域手当を支給していて、議員には支給していないことについても明確な回答は出来ないので、全体として整理が必要だと感じている。
委員		特別職三役と議員の給料バランスはどのように考えているのか。
委員		議員の報酬は部長級職員の年収から手当等を引いた額を基準にしている自治体が多い。報酬額を増減させている歴史があるので論理的な関係はないが、大体そのような感じになっている。議長、副議長はその報酬額にいくらかの上乗せをして決めている。市長、副市長及び教育長については、他市とのバランスを重視している。
委員		宝塚市は兵庫県から派遣されている職員はいるのか。
事務局		技監が県の職員である。
委員		宝塚市は国から派遣されている職員はいるのか。
事務局		国からは来ていない。
事務局		第4回審議会までに会長、副会長と協議の上で答申案を作成する。第4回審議会で審議の上、答申をまとめた。本日までで給料水準と地域手当について審議されている。給料水準については、人事院勧告に準じて引き下げをして今回のコロナウイルスの影響による独自減額のような自主的なカットを答申の中で意見として頂く方向で考えている。地域手当については、組み込む際の給料月額と組み込むタイミングを検討する必要があると考えている。令和3年4月より組み込んだ額に改正すると、現市長の退職金にも影響するので、令和3年5月以降など時期も含めて検討する。
9	次回以降の日程	令和2年11月9日（月）15：00～17：00 宝塚市役所 3階 特別会議室